

令和4年（行ウ）第3号公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

## 答 弁 書

令和4年4月21日

那覇地方裁判所民事第2部合議 御中

被告訴訟代理人弁護士 崎山 敬太

### 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

### 第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因「第1 原告の当事者能力及び原告適格について」について

原告の当事者能力について不知。本件が原告に対してされた処分の取消し等を争うものであることは認める。

- 2 請求の原因「第2 本件処分に至る経緯」「1 請求の趣旨1にかか  
る開示請求（移管関係）」記載の事実は認める。

- 3 請求の原因「第2」「2 請求の趣旨1にかか  
る一部不開示決定（移管関係）」について

原告の主張する「別紙1の公文書部分不開示決定通知書」とは、甲第5号証の公文書部分開示決定通知書のこと、同通知書の「1. 公文書の表示」のうち、「教育委員会が特定した公文書の件名」記載の下記文

書とされている「沖縄人骨確認・移管検収書及び添付1移管台帳のうち個人に関する情報と移管台帳」とは、沖縄人骨の確認・移管検収書添付1移管台帳のことであれば認める。

4 請求の原因「第2」「3 請求の趣旨2にかかると不開示請求(予算関係)」記載の事実は認める。

5 請求の原因「第2」「4 請求の趣旨2にかかると一部不開示決定(予算関係)」について

原告の主張する「別紙2の公文書部分不開示決定通知書」とは、甲第7号証の公文書部分不開示決定通知書のことであれば、同記載の事実は認める。

6 請求の原因「第2」「5 小括」記載の事案であることは認め、請求は争う。

7 請求の原因「第3 本件処分の違法性」「2 本件不開示部分の内容」「(1) 本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳(別紙不開示部分目録1)の内容について」について

同ア記載の事実のうち、「沖縄民族遺骨(頭蓋骨)」ではなく、「沖縄先人頭蓋骨」と記載されている検収書であるということであれば、認める。

同イ記載の事実のうち、第1段落は不知。同第2段落は認める。同第3段落は原告がそのように推測しているという主張であれば、不知。

8 請求の原因「第3」「2」「(2) 本件当初予算等説明書及び本件当初歳出予算見積書(別紙不開示部分目録2)の内容について」「イ 本件不開示部分の性質について」について

原告がそのように推測しているという事実は不知。

9 請求の原因「第3」「3 理由提示の義務違反の違法について」記載の本件条例14条1項の存在とその内容、引用判例の存在、公文書部分

開示決定通知書（甲第5号証，甲第7号証）に開示をしないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由に原告が主張する理由の記載があることは認め，その余は争う。

10 請求の原因「第3」「4 本件各不開示部分が本件条例第7条7号に該当しないこと」については争う。

11 請求の原因「第4 義務付けの訴え」は争う。

12 請求の原因「第5 結語」は争う。

### 第3 被告の主張

#### 1 理由の提示について

(1) 甲第5号証によると，令和3年11月2日付け公文書部分開示決定通知書（教文第1049号）には，「4 開示をしない部分」として「沖縄人骨の確認・移管検収書及び添付1移管台帳のうち個人に関する情報と移管台帳」が記載され，「5 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」として「沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当」「1）個人に関する情報のため開示しない。」「2） 県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。」が記載されている。

当該記載から，公開しないこととする根拠規定が，本件条例第7条第2号及び第7号であることが示されているだけでなく，甲第5号証の記載自体から当該規定を適用する根拠も理解できることは明らかである。

なお，公文書の非開示決定通知書で提示すべき理由としては，開示請求者において，条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず，単に非開示の根拠規定を示すだけでは，当該公文書の種類，性質とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として，理由の提

示としては不十分である旨判示した判例がある（最判平成4年12月10日）。

原告は、令和元年10月4日付けで沖縄県教育庁に対し、本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳を含む公文書開示請求を行った。

沖縄県教育庁は、本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳から、個人氏名部分及び移管台帳部分を除いた一部を開示することとし、令和元年11月14日付けで原告へ通知した。

原告は、その処分を不服として、行政不服審査請求を行った。それに対する答申が令和2年10月21日付け沖情審答申第121号（以下「本件答申」という。乙第1号証）である。

本件答申（乙1）の5頁において、本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳で開示しないこととするとされた情報が、本件条例第7条第2号及び第7号に該当する根拠が検討されており、これは原告も知るところであるから、本件は開示請求者が条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに当然知り得る場合にも当たる。

したがって、甲第5号証による理由の提示に本件条例14条1項に違反するところは認められない。

- (2) 令和3年3月25日に沖縄県のホームページにおいて、沖縄県情報公開条例の解釈運用基準は公開されている（乙第2号証 ホームページの写し、乙第3号証 情報公開事務の手引き（抄本））。

甲第7号証によると、令和3年11月4日付け公文書部分開示決定通知書（教文第1048号）には、「4 開示をしない部分」として「令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書、令和3年度歳出予算事業別概算見積書、埋蔵文化財保護対策等九州地区協

議会関係資料，記念物保護行政担当者会議関係資料，全国史跡整備指導市町村協議会大会資料，埋蔵文化財・史跡担当者会議関係資料のうち個人及び調査研究に関する情報」が記載され，「5 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」として「沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当」「1）個人に関する情報のため開示しない。」「2） 県が実施する研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。」が記載されている。

原告が主張するとおり，本件当初予算等説明書（甲9）のうち，開示されなかった「令和3年度の計画・特徴等」の2段落目の一部分には，記載の文脈から，調査を行う都道府県等の情報が記載されているものと推測し得る。また，本件当初歳出予算見積書（甲10）のうち，開示されなかった15頁と記入された頁の「④人骨関係基礎調査」の下一行目及び16頁と記入された頁の「7 埋蔵文化財関連事業」の下一行目の一部分には，本件当初予算等説明書及び当該文書の他の記載から，調査を行う都道府県等の情報が記載されているものと推測し得る。

これらに加えて，甲第7号証に調査研究に関する情報を開示しない部分と記載し，開示しない根拠規定とそれを適用する理由が上記のとおり記載されていたのであるから，甲第7号証の記載から，公開しないこととする根拠規定が，本件条例第7条第2号及び第7号であることが示されているだけでなく，甲第7号証の記載自体から当該規定を適用する根拠も理解できることは明らかであり，本件は開示請求者が条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに当然知り得る場合にも当たる。

したがって，甲第7号証による理由の提示に本件条例14条1項に違反するところは認められない。

## 2 本件各不開示部分が本件条例第7条7号に該当すること

### (1) 本件条例第7条第7号について

本件条例第7条第7号柱書は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示情報に該当する旨規定しており、「次に掲げるおそれ」の一つとして、「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」を規定している。

沖縄県情報公開条例の解釈運用基準（乙3）によると、本件条例第7条第7号は、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として、アからオまで例示的に掲げて規定している。

そして、同号「ウ」については、調査研究の途中の段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合が例示されている。

### (2) 本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳のうち移管台帳が、県の調査研究に関する事務の情報であることは明らかである。

また、同移管台帳について、本件答申の審査会において見分した同会が、「公にすると確定した情報との誤解を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあること」を認めている（乙第1号証6頁）。

### (3) 本件当初予算等説明書の開示されなかった「令和3年度の計画・

特徴等」の２段落目の一部分、また、本件当初歳出予算見積書のうち、開示されなかった１５頁と記入された頁の「④人骨関係基礎調査」の下一行目及び１６頁と記入された頁の「７ 埋蔵文化財関連事業」の下一行目の一部分が、記載の文脈及び当該文書の他の記載から人骨の調査研究に関する事務の情報であることは明らかである。

そして、本件調査の目的は、調査を実施した関係者に関する調査をすることであるが、現時点では不確実な点が多く、すべてを公にすると確定した情報との誤解を招き、不当に調査予定機関や個人、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

### 3 結語

よって、原告の請求にはいずれも理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

以 上